

新県立体育館整備・運営事業

対話における確認事項及び回答

- 新県立体育館整備・運営事業の対話における確認事項及び回答を次のとおり公表します。
- 確認事項の内容は、対話を踏まえ、対話参加申込書に記載されているものから表現や字句の一部を修正しています。

令和6年9月11日

秋田県

対話における確認事項及び回答

No.	業務	タイトル	確認事項	回答
1	統括管理業務	サービス購入料Aの改定	事業契約書（案）別紙10-7に設計費、工事監理費を除く直接工事の施工に必要となる経費については、物価変動を踏まえ一定の改定を行うとありますが、別紙10-9の表では設計費、工事監理費及び統括管理業務費等も改定いただけるようにお見受けします。前者は誤りとの理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料Aのうち設計費、工事監理費を除く直接工事の施工に必要となる経費が改定の対象です。事業契約書（案）「別紙10 サービス購入料の支払方法について」を修正します。
2	統括管理業務	サービス購入料Aの改定	事業契約書（案）別紙10-9の表では使用する指標が複数ありますが、どのように使用される予定なのか、また、複数の指標を用いる意図を御教示ください。また、どの指標の何の指数を何に使用するのかを具体的に（構造、地域、工種、規格等）決めておかないと改定時の協議が難航し、改定の請求自体が出来ないのではと危惧いたしますので、具体的に指定いただけないでしょうか。	構造など、提案内容を加味して検討されるべき内容を含むため、事業契約締結時に協議し、決定すべきものと考えています。
3	設計・建設・工事監理業務	「別紙22 器具備品一覧」について	「別紙22 器具備品一覧」は記載以外の備品を導入してもよろしいでしょうか。	業務要求水準書「別紙22 器具備品一覧」に関して、「以下を基本に、利用の実状に応じて品目・数量を提案すること」という注釈があるものを除き、数量を指定しているものについては、その数量を常設してください。なお、「品名」、「メーカー」、「品番・規格」については、参考として示したものであり、類似製品で同等以上の性能のものであれば代替可能です。
4	設計・建設・工事監理業務	基準法48条ただし書き許可に関わる建築審査会の開催について	建築基準法第48条ただし書の許可を得る必要があるとありますが、設計期間が限られる中、許可手続きを円滑に進めるため、事業者の求めに応じて秋田市建築審査会が開催されると想定してよろしいでしょうか。	秋田市審査委員会の運営規程に関することでありお答えできませんが、令和7年度下期に許可申請を行う想定で事前相談しております。関連する計画の概要及び各種手続き等のスケジュールがまとまった段階で、審査会の開催時期を含め事前協議してください。
5	設計・建設・工事監理業務	建設	新体育館建設により生じた発生土を再利用するにあたり、計画地近傍で一時仮置き可能な場所がありますか。	残土置き場については、現時点で計画地1・2以外に利用可能な場所はありません。
6	設計・建設・工事監理業務	建設	工事期間中の作業員駐車場として貸与可能な、計画地近傍の土地がありますか。	工事期間中の作業員駐車場については、現時点で計画地1・2以外に利用可能な場所はありません。なお、第2駐車場の仮整備を100区画程度としていることから、一般利用者の安全な利用を妨げない限り、それ以外の敷地を作業員駐車場としても差し支えありません。この場合、施工計画書に利用計画を明記してください。
7	設計・建設・工事監理業務	アリーナのフロアサイズについて	業務要求水準書別紙11「各室条件表」のNo.2の要求水準の欄に掲げられている「公式競技用規格」及び「対応競技」は、それぞれ記載されている競技について、国民スポーツ大会やトップリーグの開催に支障のない計画とすることが要求水準の内容と理解すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

対話における確認事項及び回答

No.	業務	タイトル	確認事項	回答
8	設計・建設・工事監理業務	体育館のフロアサイズについて	業務要求水準書別紙12「対応競技のコートレイアウト」の体育館には、体操のコートレイアウトが示されておりません。このため、体育館は、体操について国民スポーツ大会基準である男女同時の大会開催を要求水準として求めていると考えてよろしいでしょうか。なお、男女同時開催には、60m×40m程度のフロアサイズが必要になります。	業務要求水準書「別紙11 各室条件表」を修正します。体育館においては、体操競技は実施しないため、「60m×40m程度」のフロアサイズは必要ありません。なお、体操競技の床金具設置も不要です。
9	設計・建設・工事監理業務	体育館の天井高さについて	新体操の国民スポーツ大会基準は、競技場の高さが12m以上必要です。別紙11「各室条件表」において、体育館の高さとしてバレーボールのセンターラインの上部でフロア面から12.5m以上の有効高さを確保することとなっておりますが、これにより新体操に係る同基準を満たしていると考えてよろしいでしょうか。	新体操やバドミントンについては、高さが12m以上が必要です。で、「バレーボールのセンターラインの上部でフロア面から12.5m以上の有効高さを確保すること」という要求水準と併せて考慮し、計画してください。
10	設計・建設・工事監理業務	体育館のフロアサイズについて	対応競技に体操が挙げられておりますが、現在の要求水準では、体育館で体操競技を男女同時に行うことは困難ではないでしょうか。	業務要求水準書「別紙11 各室条件表」を修正します。体操競技はアリーナのみで開催するため、体育館については、体操競技の床金具を設置する必要はありません。
11	設計・建設・工事監理業務	「設計資材単価の決定等に関する要領」の適用	「設計資材単価の決定等に関する要領」（秋田県建設部）が令和6年8月19日に発出されましたが、本事業においても適用されと考えてよろしいでしょうか。適用される場合、入札前に具体的な要領について提示いただく、または協議させていただくことは可能でしょうか。	労務費及び物価上昇に対しては、事業契約に基づき、サービス購入料の改定で対応します。
12	設計・建設・工事監理業務	サービス購入料の改定に際して用いる指標	物価上昇による建設費の高騰に関して、特に設備については指標と実勢とが著しく乖離している状況のため、サービス購入料のうち設備関係の費用に関しては、建築とは別の指標若しくは実勢価格にて改定を行っていただけないでしょうか。改定対象となる場合、少なくとも入札1か月前に具体的な要領について提示いただく、または協議させていただくことは可能でしょうか。	秋田県建設部が公表している「工事請負契約事項第25条第5項（単品スライド条項）の運用」、「工事請負契約事項第25条第6項（インフレ条項）の運用」により取り扱います。
13	設計・建設・工事監理業務	入札時の上限金額の考え方について	入札時に応札金額に加え物価上昇分を別枠に根拠資料を加えての提出など、予定上限価格以外の枠として特別措置の検討をお願いします。	特別な予算措置は予定しておりません。
14	設計・建設・工事監理業務	サービス購入料A1の支払い（事業契約書（案）に関する質疑回答No. 77について）	サービス購入料A1の支払いに関して、「基本的には年度末に出来高確認を行った後に」「出来高に応じて支払う」とのことですが、出来高の査定に用いる資料等をあらかじめ指定されますでしょうか。また、出来高相当の全額を年度末にお支払いいただける理解でよろしいでしょうか。	出来高は、出来高設計書や設計及び調査業務成果品、業務報告書等、業務に応じて必要な書類及び臨場での確認を行います。支払いについては、年度末を目処に確認した出来高及び提案額に基づき、当該年度分をまとめて支払います。

対話における確認事項及び回答

No.	業務	タイトル	確認事項	回答
15	設計・建設・工事監理業務	物価スライドについて（その1） （事業契約書（案）に関する質疑回答No. 87-89について）	公告を起点とした場合工事着工まで約21か月期間があることから物価の変動が予想されます。物価スライドの考え方として国交省の『単品スライド条項の運用に関する説明資料マニュアル』を参考とすることでよろしいでしょうか。	秋田県における「工事請負契約事項第25条第5項（単品スライド条項）の運用」を準用します。
16	設計・建設・工事監理業務	物価スライドについて（その2）	スライド条項を適用する際、令和6年7月3日に内閣府から事務連絡として発出された「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」を参考に、「PFI事業のサービス対価改定の基準とする物価指数の例」から物価指数を採用する考えでよろしいでしょうか。	事業契約書（案）「別紙10 サービス購入料の支払方法について」に示している指標を基本に取り扱います。
17	設計・建設・工事監理業務	既存解体（別途工事）後のGLレベル （業務要求水準書（案）に関する質疑回答No. 3について）	「入札説明書等に関する質問の回答」7頁No.3の回答に、「とりこわし後の場内残土での地均し程度を想定しており、現時点で数値としてのレベルを設定する予定はありません。」とありますが、既存建屋の解体工事では通常残土はあまり発生しないと想定され、むしろ基礎を撤去することでかなりの土量を使い埋め戻すことになり、場内の既存の丘等からの土を使うことが想定されます。その分を建設側が補填するとなると、数量が不明の状況では、積算に反映することができません。現時点では、既存解体側の工事区分として現状GL程度まで埋め戻すという考えで進めてよろしいでしょうか。	PFI事業における手戻り工事を防ぐため、解体後は場内残土での地均し程度を想定しており、御質問のとおり現状GLよりも若干低くなるものと見込んでいます。杭の引き抜き及び基礎の撤去を含むため、山砂等による埋め戻しを必要最低限行う場合がありますが、先の引渡し条件で計画してください。
18	設計・建設・工事監理業務	体育館	「別紙12 対応競技のコートレイアウト」の欄外に「※この資料は、コートレイアウトの目安を示すものです。寸法等の詳細は各種競技規則や規格をご確認ください」との注釈がありますが、提案の自由度を高めるために、「アリーナと体育館のコートレイアウトの配分を限定するようなものではありません。」という文言を追記していただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
19	設計・建設・工事監理業務	体力測定室 トレーニング室	体力測定室とトレーニング室を一体的な室として計画することは可能でしょうか。	現行のとおりとします。アスリートの競技力向上の拠点施設となる体力測定室と、一般県民の体力増進を図ることを目的とするトレーニング室は、その役割が異なることから、一体的な室として計画することは認められません。なお、体力診断業務は受診者の個人情報の取扱いが生じることから、体力測定室に不特定多数の人が出入りできるような状況は想定していません。
20	設計・建設・工事監理業務	各室の隣接条件	体育館、トレーニング室、体力測定室などの利用率及び使い勝手の向上に資するため、これらの諸室に係る隣接条件や近接条件については、事業者提案としていただけないでしょうか。	業務要求水準書「別紙11 各室条件表」を修正し、体育館と体力測定室に係る配置条件を「隣接」から「近接」に変更します。トレーニング室内のウエイトリフティングスペースについては、体育館との動線に配慮して計画してください。

対話における確認事項及び回答

No.	業務	タイトル	確認事項	回答
21	設計・建設・工事監理業務	スポーツ協会事務室	秋田県スポーツ協会事務室は200㎡程度とありますが、在勤する職員は何名程度を想定しておりますでしょうか。	【秋田県スポーツ協会】 在勤職員は33名程度を想定しています。また、事務室内（200㎡）に仕切りを設け、応接スペースを備えた役員室を設けたいと考えています。
22	設計・建設・工事監理業務	駐車場の整備・運営	別途発注予定の解体工事のため、建屋完成から第1駐車場（現県立体育館跡地）の整備までに1年程度の空きがあります。事業の合理性や解体工事との連続性を考慮し、第1駐車場の整備を本事業から除外し、別途、現県立体育館の解体工事と併せて発注していただくことは可能でしょうか。	現行のとおりとします。
23	設計・建設・工事監理業務	駐車場の整備・運営	八橋運動公園及び周辺公共施設の駐車場の状況を考慮すると、本事業における駐車場の整備及び運営は、第3駐車場の整備等を含め、別の事業とすることにより一層の合理化が図られるのではないのでしょうか。	第3駐車場の整備時期が未確定のため、本事業には含めておりません。
24	設計・建設・工事監理業務	駐車場の整備・運営	第1駐車場及び第2駐車場の整備は、民間事業者の創意工夫の効果がなく、建屋建設を伴わない比較的簡易な工事ですので、現県立体育館の解体工事と併せて行うなど、本事業から除外していただくことは可能でしょうか。	現行のとおりとします。
25	設計・建設・工事監理業務	名称用の大型サイン	「新県立体育館名称用の大型看板を外壁に設置する」とありますが、ネーミングライツを導入する場合には、館名の大型看板が2種類設置されることとなります。新県立体育館名称用の大型看板の設置については、要求水準から削除していただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
26	設計・建設・工事監理業務	ネーミングライツ用のサイン	ネーミングライツ用のサインについては、収益向上確保とネーミングライツ事業者の自由度を確保するため、大きさや仕様など下地を含めネーミングライツ事業者が直接発注されるように変更していただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
27	設計・建設・工事監理業務	アリーナの残響時間	残響時間「空席時2.0秒以下」とありますが、主たる利用がスポーツ興行と考え「2.5秒程度」又は「3.0秒未満」とし、必要に応じて「2.0秒以下」にすると考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書「別紙11 各室条件表」のNo. 8に定めている残響時間については、「★：必須」から「○：望ましい」条件へ修正しますが、コンサート等の興行に配慮した計画としてください。吸音カーテン等の残響可変装置を備えることも認められます。
28	設計・建設・工事監理業務	アリーナ分割方法	「異なる競技等を安全かつ効果的に行うことができるようにするため、体育館のフロア面を2分割して利用できる大型電動間仕切りを設置すること」とありますが、高さ2メートル程度の仕切りを備えた手動の防球ネットを設置することで差し支えありませんか。	認められません。
29	設計・建設・工事監理業務	スポーツクライミング	スポーツクライミング（リード）スペースのリードウォールの整備について、現在スポーツ科学センターに設置されている設備の移設して再利用することや、本事業とは別に整備することとしていただけないでしょうか。	スポーツ科学センターの屋外に設置している既存施設は腐食等の劣化が進み、再利用は困難であるため、PFI事業にて新設するものとします。

対話における確認事項及び回答

No.	業務	タイトル	確認事項	回答
30	設計・建設・工事監理業務	スポーツライミング	スポーツライミング（リード）スペースを屋外に設置した場合、雨天時や冬季には利用することができません。施設の利用率を高めるために、屋内に設置することは可能でしょうか。	リード壁は高さ15mあり、平面的にも十分な競技スペースを必要とすることから、屋内への設置は想定しておりません。
31	設計・建設・工事監理業務	アリーナ・体育館の競技用器具備品	器具備品の設置について、既存機器の再利用や、県所持品の流用のほか、本事業とは別の整備とすることはできないでしょうか。	現施設の器具備品について、移設等の検討を行いました。老朽化が著しいことから、一部の器具備品を除き再利用は困難という判断をしておき、建て替えに伴う器具備品の新規設置を前提に考えています。また、建屋の工事と同時に行うことが最も効率的だと考えており、別途工事とすることは想定していません。
32	設計・建設・工事監理業務	トレーニング室 トレーニング機器	器具備品の設置について、既存機器の再利用や、県所持品の流用のほか、本事業とは別の整備とすることはできないでしょうか。	現施設の器具備品について、移設等の検討を行いました。老朽化が著しいことから、一部の器具備品を除き再利用は困難という判断をしておき、建て替えに伴う器具備品の新規設置を前提に考えています。また、建屋の工事と同時に行うことが最も効率的だと考えており、別途工事とすることは想定していません。
33	設計・建設・工事監理業務	体力測定室 測定機器	器具備品の設置について、既存機器の再利用や、県所持品の流用のほか、本事業とは別の整備とすることはできないでしょうか。	現施設の器具備品について、移設等の検討を行いました。老朽化が著しいことから、一部の器具備品を除き再利用は困難という判断をしておき、建て替えに伴う器具備品の新規設置を前提に考えています。また、建屋の工事と同時に行うことが最も効率的だと考えており、別途工事とすることは想定していません。
34	設計・建設・工事監理業務	その他備品	器具備品の設置について、既存機器の再利用や、県所持品の流用のほか、本事業とは別の整備とすることはできないでしょうか。	現施設の器具備品について、移設等の検討を行いました。老朽化が著しいことから、一部の器具備品を除き再利用は困難という判断をしておき、建て替えに伴う器具備品の新規設置を前提に考えています。また、建屋の工事と同時に行うことが最も効率的だと考えており、別途工事とすることは想定していません。
35	設計・建設・工事監理業務	厨房設備・什器備品 設備機器・内装	飲食テナント内の厨房機器、内装、設備機器については、テナント事業者の変更などを考慮し、一般的なテナント工事として本事業とは別の整備とすることはできないでしょうか。	現行のとおりとします。
36	設計・建設・工事監理業務	設備計画（電気）	「将来にわたる機器の更新性、拡張性、冗長性の確保を実現できる」とありますが、「将来にわたる機器の更新性を確保し、必要に応じ拡張性、冗長性に配慮すること」と読み替えてよろしいでしょうか。	読み替えることはできません。ただし、設備機器の性格上なじまないものについては、この限りではありません。
37	設計・建設・工事監理業務	演出照明 演出機器類	「競技エリア全体を均一に照らし、2,000ルクス以上の平均照度を確保すること」とあります。2,000ルクスが求められる競技の開催回数を考慮し、Bリーグ基準の1,500ルクスまでの照明器具を本工事で設置し、2,000ルクスまではインフラ設備を本設で設置した上で、照明器具をPFI事業者によるリース又はレンタル、若しくは興行主の持込みによる設置としてもよろしいでしょうか。	認められません。常設設備により2,000ルクス以上の平均照度を確保してください。

対話における確認事項及び回答

No.	業務	タイトル	確認事項	回答
38	設計・建設・工事監理業務	演出照明 演出機器類	社会的耐用年数が5年程度と思われる演出に関する機器等について、利用率が限定される中、PFI事業として15年維持し、事業終了後県に引き渡すこととなりますが、PFI事業年数と、演出関連設備・機器を施設で所有することの間に矛盾があるように思われます。社会的耐用年数が短い設備については、PFI事業者によるリース又はレンタル、若しくは興行主の持込みによる設置としてもよろしいでしょうか。	認められません。常設設備として設置してください。
39	設計・建設・工事監理業務	キャッシュレス決済システム	キャッシュレス決済システムは様々な方式があり、テナント等は入居者によって採用するシステムが異なりますので、LAN配線は本工事で整備した上で、機器類は別途工事、入居者負担としていただけないでしょうか。	御理解のとおりとして差し支えありません。キャッシュレス決済システムの導入は、駐車場を含めた施設の利用料金に係る決済を想定しており、飲食テナントスペースにおける飲食代の決済の方式については、原則としてテナント入居者の判断となります。なお、提案により、同スペースや当日券売場、売店スペースなどにおいて施設側で同システムを導入することは妨げません。
40	設計・建設・工事監理業務	情報通信設備 (電気)	「拡張性、柔軟性及び冗長性のある情報システム及び情報通信環境を整備」とありますが、「必要に応じ拡張性、柔軟性及び冗長性に配慮した情報システム及び情報通信環境を整備」と読み替えてよろしいでしょうか。	読み替えることはできません。ただし、設備機器の性格上なじまないものについては、この限りではありません。
41	設計・建設・工事監理業務	B C P	BCP対応の条件として「災害時における在館者の飲用水1日分以上（想定人数は、基準観客数 6,000人以上（建築計画にて設定された最大収容人員）、5L/人程度）とする」とありますが、BCP対応として一般的な3L/人として計画することは可能でしょうか。	参考としてお示ししたものですので、災害対策の趣旨を踏まえた上で、御提案いただく建築計画等に応じて受水槽容量を算定してください。業務要求水準書を修正します。
42	設計・建設・工事監理業務	環境性・省エネルギー性	「電気・ガスのベストミックスの計画とすること」とありますが、民間の創意工夫を最大化する観点から「電気・ガスのベストミックスの計画を検討すること」という理解でよろしいでしょうか。	ランニングコスト等が検討比較された上での計画であれば、必ずしも電気及びガスの両方を採用する必要はないものとお考えください。
43	設計・建設・工事監理業務	給水設備	「雨水等の再利用を積極的に計画すること」とありますが、費用対効果が見込めないため、この項目を外していただくことは可能でしょうか。	現行のとおりとします。
44	設計・建設・工事監理業務	体育館	「体育館」に様々な機能が含まれていますが、その一式(体育館、同器具庫、体力測定室、トレーニング室、更衣室、会議室)を本事業の整備対象から外すことは可能でしょうか。	現行のとおりとします。
45	開業準備・維持管理・運営業務	利用料金が減免となる会の実績	貸館スケジュールの参考にしなく、県立体育館HPにて公表されている令和6年度スケジュールの各種大会等について減免対象ではないものを御教示ください。	現県立体育館のホームページで公表されている令和6年度のスケジュールについては、あくまでも予定であり、現時点で減免申請が行われていないものも含まれることから、その内訳となる減免対象外件数についてお答えすることはできません。なお、令和5年度における現県立体育館大体育場の貸切使用（団体利用）の利用日数は173日であり、その内減免対象外の利用日数は131日です。

対話における確認事項及び回答

No.	業務	タイトル	確認事項	回答
46	開業準備・維持管理・運営業務	トレーニング室の器具等の選定	筋トレマシンやトレッドミル等の有酸素マシンがリストへ掲載されておりましたが、提案は可能でしょうか。また、トレーニング器具の提案にあたり基準はありますでしょうか。	業務要求水準書「別紙22 器具備品一覧」6頁、トレーニング室のNo.1のとおり、トレーニング器具については事業者提案としています。利用用途に応じて、必要な器具を御提案ください。
47	開業準備・維持管理・運営業務	利用料金の設定について	アマチュアの利用料金について、新県立体育館でも現在の条例が引き継がれると考えてもよろしいでしょうか。	現時点では同様の内容になると考えています。
48	開業準備・維持管理・運営業務	時間外利用について	時間外利用に配置する職員の人件費を積算するため、時間外利用の年間利用時間数の想定を御教示ください。また、配置する人員数によっては、人件費の増加により収支に影響する可能性があるため、その際には協議の場を設けていただけないでしょうか。想定外に利用料金収入が増加することにより、プロフィットシェアリングの還元額が発生する可能性も考えられ、事業者側の実質的な負担が増えることが懸念されます。	県として時間外利用の時間数を想定することは困難ですが、興行や競技大会の準備・撤去等において、相当の時間外の対応が必要になるものと理解しております。時間外の対応が適宜発生することを十分に想定した上で御提案ください。 なお、運営業務に関し意見がある場合は、「関係者協議会」（事業契約書（案）第8条第1項参照）により協議します。
49	開業準備・維持管理・運営業務	ハピネッツの試合数	新県立体育館における秋田ノーザンハピネッツの貸切利用は、年間何日を想定しているのでしょうか。	【秋田ノーザンハピネッツ】 Bリーグプレミア初年度（2026-27シーズン）のレギュラーシーズンの試合数は60試合であり、半分の30試合がホームゲームの試合数となります。2年目以降の試合数は明らかになっていませんが、以降も同様にホームゲーム30試合とした場合には、新県立体育館では26試合～30試合を開催する予定です。
50	開業準備・維持管理・運営業務	除雪業務	PFI事業者の除雪範囲について、業務要求水準書には「a 計画地内の通行に支障がないように」と記載されておりますが、山王大通りから八橋陸上競技場への園内道路や第2駐車場からの園内道路の除雪は対象外と考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書第8 1. (3)の図表8-1-1に記載のとおり、除雪業務の対象は、計画地内です。 なお、利用者の利便性を考慮し、公園内の園路等について、公園管理者と調整のうえ適宜除雪するという提案は妨げません。
51	開業準備・維持管理・運営業務	器具備品	業務要求水準書別紙22器具備品一覧のNo2：デジタル長座体前屈計、No3：デジタル握力計はシステムを指すのではなく、単体の測定機器ということでもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
52	開業準備・維持管理・運営業務	第3 施設整備業務に関する要求水準 2) 共通事項・仕様 C	設備システムについては、経済性（イニシャル・ランニング）、環境性、冗長性、メンテナンス性等における総合的な評価で提案を行う旨の記載がありますが、メンテナンスの頻度や保守の範囲を確認させてください。	頻度や保守の範囲は、個別に判断されるものと考えられるため、御提案によります。

対話における確認事項及び回答

No.	業務	タイトル	確認事項	回答
53	開業準備・維持管理・運営業務	器具備品設置業務	要求水準では、「『別紙22 器具備品一覧』を参考に、(中略)必要な器具備品を選定すること。」とされていますが、バスケットボールやバレーボール等の対応競技以外の競技用の備品は、主催者による持ち込みを前提とし、PFI事業者で整備する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、利用者の利便性向上に資するものであれば、一覧に記載のない競技用備品を事業者が別途提案することは妨げません。 業務要求水準書「別紙22 器具備品一覧」に関して、「以下を基本に、利用の実状に応じて品目・数量を提案すること」という注釈があるものを除き、数量を指定しているものについては、その数量を常設してください。なお、「品名」、「メーカー」、「品番・規格」については、参考として示したものであり、類似製品で同等以上の性能のものであれば代替可能です。
54	開業準備・維持管理・運営業務	緑地	緑地において、施設整備を伴う自主事業(ドッグランやバーベキューなど)は認められないという認識でよろしいでしょうか。また、簡易に撤去可能な仮設設備を活用した自主事業は可能でしょうか。	施設の整備を伴う自主事業の実施は認められません。また、火気の使用については秋田市都市公園条例を十分に留意し、必要に応じて、秋田市へ御確認ください。 仮設設備を利用した自主事業の実施については、基本的に御理解のとおりですが、様々な形態が想定されることからその実施の可否は個々に判断する必要があると考えています。
55	開業準備・維持管理・運営業務	AIカメラ映像の利用者提供について	AIカメラで記録した映像について利用者に提供する際、有償・無償どちらを想定しているのでしょうか。また、有償の場合は自主事業の収入となるのでしょうか。	AIカメラで撮影した映像の提供費用は設備の利用料金に含まれます。その点に留意した上で利用料金を設定し、御提案ください。
56	開業準備・維持管理・運営業務	体力診断業務	秋田県スポーツ協会への体力診断業務の委託費用について、年間1,500万円と高額であり、現状よりも体力診断業務の実績が増えるのではないかと推察しますが、体力測定利用者数の具体的な想定はありますか。	秋田県スポーツ協会の業務委託費については、体力測定室内での体力診断業務に係る費用だけでなく、受診者を対象とした巡回指導などフォローアップ業務に係る費用等も含まれます。体力測定利用者数に関して具体的な想定はありませんので、体力測定室の利用料金収入については、スポーツ科学センターで公表している「令和5年度実践集録」などを参考に、事業者側で積算してください。
57	開業準備・維持管理・運営業務	体力診断業務	体力測定室の利用は減免対象ではないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
58	開業準備・維持管理・運営業務	映像・音響・照明等設備計画 ② 場内カメラ設備	AIカメラの要求水準に「記録した映像は、利用者へ提供可能な運用とすること。」とありますが、映像の提供方法について具体的な想定はありますか。	映像提供の方法について指定はありませんので、利用者ニーズやコストを考慮した上で御提案ください。
59	開業準備・維持管理・運営業務	ネーミングライツの表示場所について	ネーミングライツ導入に関し、事業敷地内に設置する外看板等の表示場所をPFI事業者が指定することは可能でしょうか。	PFI事業者が表示場所を指定することはできません。表示場所については、県とPFI事業者との協議により決定します。

対話における確認事項及び回答

No.	業務	タイトル	確認事項	回答
60	開業準備・維持管理・運営業務	業務範囲 (スポーツ科学センター)	スポーツ科学センターの解体及び第3駐車場整備はPFI事業の範囲外ですが、新県立体育館供用開始後はスポーツ科学センターの体育館等は利用停止となると考えてよろしいでしょうか。体育館、体力測定室、トレーニング室、スポーツクライミングなど、双方に重複する施設が多くあり、利用料金の安い施設の方へ利用者が流れてしまうことが懸念されます。	新体育館開館後に、スポーツ科学センターの利用を停止することを見込んでいます。
61	開業準備・維持管理・運営業務	開館記念イベント	開館記念イベントはPFI事業者が企画し、実施することとされていますが、このイベントの開催にかかる利用料金は、業務要求水準書「別紙26 利用料金の考え方について」の「6 利用料金の減免」に規定される「2 秋田県及び秋田県教育委員会が主催する大会、イベント～」に該当するものとして、全額減免の対象との理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書に定める開館記念イベントは、開業準備期間中に実施されるものであり、本来的に利用料金が発生することは想定しておりません。
62	開業準備・維持管理・運営業務	器具備品	業務要求水準書別紙22「器具備品一覧」の体育館（競技用器具備品）No.14でバレーボール用ネット（9人制男子）が掲載されており、一方、同別紙12「対応競技のコートレイアウト」の体育館には、6人制バレーボールのコートレイアウトのみ記載されています。9人制バレーボールのコートライン及び床金具が必要かどうか御教示ください。	バレーボールのコートラインは6人制及び9人制女子に対応してください。なお、アリーナ及び体育館において、バレーボール9人制男子への対応は不要です。業務要求水準書「別紙22 器具備品一覧」を修正します。
63	開業準備・維持管理・運営業務	ハピネッツの試合数に関して	現状Bリーグプレミアはホーム試合30試合と推察しておりますが、全てを新体育館で開催する想定でしょうか。現在開催している県内の別の体育館でも数試合開催する可能性はありますでしょうか。	【秋田ノーザンハピネッツ】 Bリーグプレミア初年度（2026-27シーズン）のレギュラーシーズンの試合数は60試合であり、半分の30試合がホームゲームの試合数となります。2年目以降の試合数は明らかになっていませんが、以降も同様にホームゲーム30試合とした場合には、新県立体育館では26試合～30試合を開催する予定です。
64	開業準備・維持管理・運営業務	ハピネッツの試合数に関して	現状Bリーグプレミアはホーム試合30試合と推察しておりますが、現状想定されている試合数とその内訳を御教示ください。	【秋田ノーザンハピネッツ】 Bリーグに確認し、Bリーグプレミア初年度（2026-27シーズン）のレギュラーシーズンの試合数について、以下のとおり回答がありました。 ・ホームゲームは計30試合 ・週末（金～日）の試合開催が7週末、14試合は確定 ・残りの16試合は月～日に単一開催。カーディングにより曜日毎の試合数は変動するが、土、日に数試合開催される可能性がある。 ※上記レギュレーションは変更される可能性があります。

対話における確認事項及び回答

No.	業務	タイトル	確認事項	回答
65	開業準備・維持管理・運営業務	ハピネットの試合日におけるVIPエリア（新機能）の利用料に関して	類似施設を参考とすると、VIPエリアは基本施設利用料とは別に使用料を徴収することが一般的であると認識しておりますが、別途徴収させていただくことは問題ないでしょうか。また、可能な範囲で現在見込まれている興行日のVIPエリアにおける収入見込みを御教示ください。	前段については認められません。Bリーグ等の興行時には「全館貸切利用」となることを想定しておりますが、VIPエリアについても「全館貸切利用」の範囲に含まれます。この場合、業務要求水準書「別紙26 利用料金の考え方について」に示す「全館貸切利用」の料金が適用され、個別に料金徴収することはできません。後段については具体的な想定はありません。
66	開業準備・維持管理・運営業務	令和5年度利用料収入並びに利用者実績	公開されている現県立体育館の「指定管理者制度導入施設評価票」によると、令和5年度は通年で稼働していたにも関わらず、コロナ禍前の令和元年度と比較して、利用料収入実績と利用者数が大きく下がっています。その要因や今後の見込みについて御教示ください。	令和元年度は秋田ノーザンハピネットのホームゲームやコンサート等の開催があったことから、利用者数が例年よりも多かったと推定されます。また、コロナ禍によって各種競技大会の規模が縮小され、現在も縮小された規模で開催されている大会等があることも要因の一つと考えられます。今後の利用者数の増減を想定することはできませんので、令和5年度の利用実績を現状値として参考にしてください。
67	開業準備・維持管理・運営業務	チャンピオンシップ敗退時の施設利用料	秋田ノーザンハピネットがチャンピオンシップに出場し、途中でチャンピオンシップ敗退が決まった場合に、キャンセルした予約分の利用料金はどのようになりますか。	現時点では具体的な想定はありません。事業者選定後に、県、PFI事業者及び秋田ノーザンハピネットの三者での協議によります。
68	開業準備・維持管理・運営業務	体力診断業務	体力診断業務について、利用者の対応は常に秋田県スポーツ協会が行うという理解でよろしいでしょうか。	【秋田県スポーツ協会】御理解のとおりです。
69	開業準備・維持管理・運営業務	光熱水費の取り扱い	「飲食テナントスペース及び秋田県スポーツ協会事務室については、子メーターの検針を行い、占有面積等による按分により、他の光熱水費と区分してこれらのスペースの占有者から費用を徴収すること。」とありますが、一方で光熱水費の改定条項があります。サービス購入料E（光熱水費相当）の単価改定に合わせて、入居者からの費用徴収金額についても、単価設定等を変更しても問題ないでしょうか。	飲食テナントスペース及び秋田県スポーツ協会事務室の光熱水費は、PFI事業者が子メーターの検針を行い、入居者より実費相当額を徴収してください。なお、これらについては、事業契約書（案）「別紙10 サービス購入料の支払方法について」に示す光熱水費の物価変動による単価改定は適用されません。
70	開業準備・維持管理・運営業務	利用料の還付	利用料金は原則還付しないとありますが、万が一利用者からの要請により、還付対応を行うことと貴県が判断した場合には、サービス購入料の改定を行っていただけないという認識でよろしいでしょうか。	事業者が提案し、県が承認する利用料金に関する取扱い（利用予約の取消と利用料金の返還割合の定めを含む）に則り対応されることを想定しております。なお、事業者が行う還付に関し、県が補填することはありません。
71	開業準備・維持管理・運営業務	ネーミングライツ導入時期	開業準備業務の円滑な実施に資するため、ネーミングライツの導入時期を示していただけないでしょうか。	現時点で未定です。

対話における確認事項及び回答

No.	業務	タイトル	確認事項	回答
72	開業準備・維持管理・運営業務	減免利用者数	以下の資料を公開いただけますでしょうか。 ・利用実績を公表している年度における減免利用数 ・2023年度の利用実績、減免利用数	平成29年度における現県立体育館大体育場の貸切使用（団体利用）の日数は241日であり、そのうち減免が適用された日数は67日（全額減免：61日、3/4減免：4日、1/2減免：2日）です。 平成30年度における現県立体育館大体育場の貸切使用（団体利用）の日数は249日であり、そのうち減免が適用された日数は52日（全額減免：47日、3/4減免：1日、1/2減免：4日）です。 令和元年度における現県立体育館大体育場の貸切使用（団体利用）の日数は245日であり、そのうち減免が適用された日数は64日（全額減免：42日、3/4減免：8日、1/2減免：14日）です。 令和5年度における現県立体育館大体育場の貸切使用（団体利用）の日数は173日であり、そのうち減免が適用された日数は42日（全額減免：33日、3/4減免：4日、1/2減免：5日）です。 なお、令和5年度の年間利用者数は50,954人です。（大体育場の貸切利用のほか小体育場の貸切利用や個人利用等を含む。）
73	開業準備・維持管理・運営業務	大規模修繕等の取扱いについて	センターハングビジョンやリボンビジョンなどの映像装置については、どのメーカーも15年間の保証は行っておらず、事業期間中の更新が必要となりますが、これらの機器は機能の陳腐化や半導体などの部品供給により価格変動も生じることから、将来的な更新費用が立案しづらく、多大な修繕費の増加につながる可能性があります。このため、これらの機器の更改については、大規模修繕扱いとすることを認めていただけないでしょうか。もしくは、半導体等の資材高騰などのリスクは事業者側でコントロールすることは不可能なため、施設整備時の購入価格を基準とし、更改時に基準以上の価格となった場合については、貴県が負担とするなど、ご検討いただけますでしょうか。	事業期間中にセンターハングビジョンやリボンビジョンの更新を行うことは想定していませんが、県が陳腐化と判断し全面更新を行う場合は、大規模修繕として県が実施します。なお、通常起こりうる部分的な故障や不具合等への対応は、修繕業務としてPFI事業者が行ってください。
74	開業準備・維持管理・運営業務	サービス購入料の改定について	サービス購入料の改定において、サービス購入料C並びにDは、「毎月勤労統計調査・賃金指数」を採用されるとのことですが、この指標は、世間の賃金が上昇しないと反映されない指標で、どちらかという遅行系の指標でもあり、物価上昇などの指標に比べ、反映されるのが遅れる傾向にあります。また、サービス購入料Dの修繕費は、人件費でなく資材等の費用が収支に大きく影響します。本事業のような公共投資案件では、先行系の指標を用いて、従業員の賃金を上昇させることが必要と思われませんが、落札後において、改定の指標について協議する場を設けていただくことは可能でしょうか。	認められません。

対話における確認事項及び回答

No.	業務	タイトル	確認事項	回答
75	開業準備・維持管理・運営業務	空きテナントスペースの点検業務について	テナント入居者が撤退した場合、飲食テナントスペースの日常保守点検についてはPFI事業者が実施するとのことですが、テナント入退去の期間を想定することが困難なため、当該スペースの点検業務については除外していただけないでしょうか。	日常（巡視）保守点検については、施設管理者の責務としてPFI事業者が実施してください。
76	開業準備・維持管理・運営業務	フードコートエリア内へのごみ箱設置	飲食テナントスペースの運営に伴って排出されたごみはテナント入居者が行うこととなっているため、フードコートエリア内にPFI事業者のごみ箱設置は求めないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。フードコートエリア内には、テナント入居者が必要に応じてごみ箱を設置します。
77	開業準備・維持管理・運営業務	体育館の利用頻度	体操、フェンシング、ウエイトリフティングについて、年間どのくらいの頻度で体育館が利用されているのでしょうか。	体操は、現県立体育館で年数回の競技大会が開催されていますが、練習利用はほとんどありません。ウエイトリフティング、フェンシングは、スポーツ科学センターでの練習利用が多く、競技大会も年数回開催されています。
78	開業準備・維持管理・運営業務	興行時の持ち込み機器	秋田ノーザンハピネッツが興行時に持ち込む機器の想定があれば御教示ください。	【秋田ノーザンハピネッツ】 本件事業の整備内容で足りないものについて持ち込むこととなります。
79	開業準備・維持管理・運営業務	専用利用	秋田県スポーツ協会による施設の貸切利用の頻度はどのくらい想定されるのでしょうか。	【秋田県スポーツ協会】 アリーナや体育館の貸切利用は、国民スポーツ大会の結団式（年1回）が想定されます。会議室等については、各種研修会等で年100回程度の利用が想定されます。
80	開業準備・維持管理・運営業務	利用者対応	体力測定業務における器具等の使用方法の説明は、秋田県スポーツ協会の業務と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
81	開業準備・維持管理・運営業務	自主事業	秋田県スポーツ協会が主催する事業や大会の頻度はどのくらい想定されるのでしょうか。	【秋田県スポーツ協会】 秋田県スポーツ協会が事業を主催する場合のアリーナや体育館の利用は、国民スポーツ大会の結団式（年1回）が想定されます。会議室等については、各種研修会等で年100回程度の利用が想定されます。
82	開業準備・維持管理・運営業務	自主事業	秋田県立体育館のホームページに「令和6年度県立体育館年間行事予定表（調整会議決定分）」がありますが、記載されている大会・行事は新体育館においても同様に使用されるという理解で宜しいでしょうか。	施設を利用するかどうかは利用者の判断となりますので、回答することはできません。 なお、秋田県スポーツ協会のホームページで、各競技・学校体育団体別の年間スケジュールが公表されていますので、参考としてください。 http://www.akitaikyo.or.jp/2018new/index_compe.html
83	その他	落札者決定基準	「7地域経済への貢献に関する事項」のうち「波及効果」の評価の視点について御教示ください（期待されている事項、「まちづくり」「回遊性向上」「域内の消費促進」の言葉の定義など）。	八橋運動公園周辺や公共交通網でつながっているエリアのまちづくりをイメージしています。また、公園外への回遊性向上や域内の消費促進として、賑わいのあるエリア（秋田駅周辺、山王地区、大町地区等）へ足を運びたいような提案を期待しています。
84	その他	落札者決定基準	「波及効果」に関して、消費金額や経済効果で提案が比較、評価されるのでしょうか。	「波及効果」について、消費金額や経済効果を比較し、評価することは想定しておりません。

対話における確認事項及び回答

No.	業務	タイトル	確認事項	回答
85	その他	事業契約書第11条	事業契約締結後に、仮に構成員や協力企業が指名停止措置を受けた場合の扱いについて再確認させていただきたく存じます。	SPCから構成員及び協力企業が業務を受託することを妨げるものではありません。事業契約書(案)第11条を修正します。
86	その他	入札説明書附属資料の修正版の公表時期について	事業契約書(案)別紙10の修正は、いつ頃の公表予定でしょうか。	対話内容の公表と同時に修正版を公表します。
87	その他	様式集	提案に係る検討状況の裏付けや確からしさを担保するため、「関心表明書」を提案書に添付することを認めていただけますか。	認められません。
88	その他	様式集記載要領	提案内容を十分に表現するため、表や図などで使用する文字サイズについては、10.5ポイント以下も認めていただけますか。	様式集(提出書類・記載要領)7頁に記載のとおり、図表の文字サイズに指定はありません。読みやすさに配慮した大きさとしてください。
89	その他	水光熱費	産業観光委員会【議案関係資料】6月12日提出の資料において、維持管理費と運営費の債務負担行為限度額の内訳が示されておりますが、光熱水費はどちらに含まれていますか。	予定価格の内訳に関連するため、回答は差し控えます。
90	その他	違約金20%について	事業契約の解除の際の違約金について、一定の事由に係るものは20%となっている。違約金の負担が大きい場合、事業費の増加につながるため、他の違約金と同様に10%とすることはできないでしょうか。	事業の継続性を担保するため、現行のとおりとします。
91	その他	違約金支払いについて	事業契約締結後の違約金について、基本協定書11条3項と同様に、「構成企業が違約金を支払った場合はSPCの支払が免除される」という認識でよろしいでしょうか。	事業契約は、県と事業者との契約であり違約金についても事業者が支払うことを想定しています。なお、違約金について構成員による代位弁済が想定される場合における債権債務関係や県の承認等については、民法の定めるところによります。
92	その他	出来高の支払い方法等について	公募書類の修正版はいつ頃公表いただけますでしょうか。	対話内容の公表と同時に修正版を公表します。
93	その他	出来高の支払い時の確認・検査等について	出来高の確認方法はどのようなものを想定されていますでしょうか。	出来高は、出来高設計書や設計及び調査業務成果品、業務報告書等、業務に応じて必要な書類及び臨場での確認を行います。支払いについては、年度末を目処に確認した出来高及び提案額に基づき、当該年度分をまとめて支払います。
94	その他	丘の利用について	丘の利用方針について、秋田市との協議も必要でしょうか。	新県立体育館は、都市公園法に基づき県が設置許可を受ける見込みのため、原則不要です。ただし、公園管理者として要望があった場合などには、協議を要することも考えられます。
95	その他	テナント水光熱費の債務不履行について	テナント入居者が支払うべき光熱水費の債務不履行に対し、事業者は対抗手段を持たず、一方的に不利益を被ることとなるため、その場合、県と事業者で協議するという理解でよろしいでしょうか。	現時点で具体的な想定はありません。テナント入居者の選定後に、県、PFI事業者、テナント入居者の三者で諸条件を協議します。

対話における確認事項及び回答

No.	業務	タイトル	確認事項	回答
96	その他	様式集記載要領	提案書は、A4縦型左綴じで作成し、A3版で作成した資料は三つ折りにしてA4ファイルに綴じこむことが規定されております。 様式6「提案書概要版（表紙）」と様式8「設計・建設・工事監理業務に関する提案書（表紙）」の用紙サイズ指定はA3のため、表紙についても三つ折りにして綴じこむという理解でよろしいでしょうか。	当該表紙は、現行どおりサイズはA3とし、三つ折りにして綴じ込んでください。
97	その他	秋田県スポーツ協会による債務不履行 （入札説明書に関する質疑回答No. 25について）	秋田県スポーツ協会による債務不履行が事業者の債務不履行として事業契約の解除事由に該当するのは、事業者にとって非常にリスクが大きいため、同協会による債務不履行は、解除事由に該当しないよう整理できないでしょうか。	秋田県スポーツ協会の責めに帰すべき事由は、事業契約書（案）第61条第5項に基づき事業者の責めに帰すべき事由とみなされるため、入札説明書第7.1.(1)及び(3)は秋田県スポーツ協会の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合にも適用されると考えております。なお、県は、秋田県スポーツ協会が行う体力診断業務の実施状況についてモニタリングを実施するなどして、同協会の業務遂行状況を確認してまいります。
98	その他	着工前のサービス購入料の改定（事業契約書（案）に関する質疑回答No. 94について）	昨今の著しい物価上昇の状況を踏まえると、着工後からサービス購入料の改定協議を開始した場合、先行して発注している資材等の物価上昇に係るコストを回収しきれないというリスクがあります。そのため、着工前に著しい物価上昇が認められる場合には、その段階でサービス購入料Aを改定していただけないでしょうか。	現行のとおりとします。なお、サービス購入料Aの改定に当たっては、発注済みの資材であっても、搬入状況等によっては改定の対象となる場合があります。具体的な取り扱いは、秋田県建設部が公表している「工事請負契約事項第25条第6項（インフレ条項）の運用」により取り扱います。
99	その他	サービス購入料の改定に際して用いる指標（事業契約書（案）に関する質疑回答No. 92について）	サービス購入料Aの改定に使用する指標について、「以下を基本とする。」として具体的な指標が示されていますが、示されている指標が実態と著しく乖離している場合、別途指標を規定しなおしていただくことは可能でしょうか。また、実勢価格に見合う改定を行っていただけるよう御検討いただけますでしょうか。	秋田県建設部が公表している「工事請負契約事項第25条第5項（単品スライド条項）の運用」、「工事請負契約事項第25条第6項（インフレ条項）の運用」により取り扱います。
100	その他	雨水抑制施設の整備 （業務要求水準書に関する質疑回答No. 16について）	雨水抑制施設の整備について、提案によっては整備が必要であるという趣旨の回答と理解しましたが、当該施設に関しては要求水準書に記載がないものですので、整備が必要になった場合は適切な予算を追加していただけますでしょうか。	今後、計画地が指定区域となった上で、雨水浸透阻害行為に該当し、関係官庁より雨水貯留浸透施設の設置の指導があった場合は、要求水準の変更による設計変更で対応することを想定しています。なお、指定とならない場合でも、敷地内の雨水排水計画を十分検討してください。
101	その他	秋田県スポーツ協会委託費	秋田県スポーツ協会への委託費に関して、2024年5月県政協議会公表資料にて示されている事業費内訳では、当該費用をどこに含めているのでしょうか。また、こちらの費用は入札説明書にて初めて金額が公表されたものであり、事業者として上限金額に収める検討を行う上で大きな負担となっています。委託費用を減額する、若しくは本事業費とは別にいただけないでしょうか。	前段については、予定価格の内訳に関連するため、回答は差し控えます。 後段については、現行のとおりとします。

対話における確認事項及び回答

No.	業務	タイトル	確認事項	回答
102	その他	議会否決リスク	事業者の責によらない貴県議会における否決により、事業契約等が締結されないなどのリスクに関しては、貴県が負担いただけないでしょうか。	議会の承認が得られないことについて県に故意又は過失があると評価され、事業者実際に損害が生じた場合には、県はその損害を賠償する責任が生じるものと解されます。県に故意又は過失がない場合は、事業者の責によらない場合であっても県はリスクを負担しません。
103	その他	提案書類の提出形式 (様式集に関する質疑回答No.7について)	「様式の(3)～(11)についてWordまたはpower-pointでの提出」とありますが、他のソフトで作成した図表等を最終的にwordファイル等に貼り付けて提出する形でも問題ないでしょうか。	図表に限り、他のソフトで作成したものをMS-Word又はMS-PowerPointに貼り付けても差し支えありませんが、提案書本文は直入力してください。
104	その他	入札説明書等に関する質疑回答No22「予見可能範囲外の負担」について	実施方針に関する質問の回答No. 72や対話の回答No. 120にてお示しいただいているとおり、入札時に予見不可能な情報システムの陳腐化リスクは、秋田県様にて費用負担をさせていただくか、協議の場を設けていただく等、一定の負担をお願いしたく存じます。背景としましては、ネットワーク関連機器等の情報システムは、機能の陳腐化や半導体などの部品供給の影響で価格変動が著しい現況があります。そのため、将来の更新費用が立案しづらく、物価変動に伴うサービス対価見直し条項の範囲を大きく超過した費用負担が生じる可能性が高いことから、事業者にて本リスクをすべて負担することは難しいと考えております。	情報システムは様々な要素で構成されるため一概にはいえませんが、システムを構成する端末や印刷機器等の陳腐化については、これらの機器は、事業契約書第55条の「本件備品等」に含むため、同条により対応されることを想定しています。一方、同システムの基幹ネットワークやサーバーなど建物の一部とみなされる設備について修繕を行う必要がある場合は、第56条第1項に基づき事業者において修繕を行うほか、これら情報通信設備一式を更新する必要がある場合には、大規模修繕として県が対応すべき場合もあると考えられます。
105	その他	減額ポイント	事業契約書(案)別紙11-14にて、利用者の利便性を欠く場合として減額ポイントが5Pと設定されておりますが、利便性を欠くとは、どのような定義か御教示ください。	冷暖房機器や照明等が故障しているにもかかわらずそれを放置している状態など、利用者の利便性が欠くことが明らかであることが想定されます。